

荒川区オレンジカフェ事業補助金のご案内(概要版)

オレンジカフェ (認知症カフェ)とは

認知症の方やそのご家族、地域住民や医療・介護・福祉の専門職等の誰もが参加でき、情報を交換したり、お互いを理解しあう、認知症の方等の支援を目的とした集いの場です。

認知症の方等が社会的に孤立することを防ぎ、住み慣れた地域でその人らしい生活が継続できるよう、オレンジカフェを通じて認知症に関する正しい理解や支援の輪が 広がることが期待されています。

1. 補助制度の概要

認知症の方とその家族等に対する支援を推進することを目的に、荒川区内において認知症の方とその家族、地域住民等の誰もが参加でき、集う場所(以下「オレンジカフェ」という。)を運営する団体に対し、オレンジカフェの運営費の一部を助成します。

2. 対象団体

次の要件を全て満たす団体を補助の対象とします。

- (1) 荒川区内に所在し、着実かつ適切なオレンジカフェ事業運営が見込まれる団体である こと。
- (2)オレンジカフェ開設時の相談人員として、認知症キャラバン・メイト又は認知症に関する知識を習得し介護等の業務に従事した経験のある者(以下認知症キャラバン・メイト等という)を2人以上配置できること。

同一世帯者のみで構成される団体、宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体は補助の対象外です。

3. 対象事業

オレンジカフェ事業のうち次の要件を全て満たすものを補助の対象とします。

- (1) 荒川区内で原則として月1回以上、1回当たり2時間以上開設すること。
- (2)会場内等で認知症サポーター養成講座等、認知症の正しい知識の普及を目的とした催しを原則として1会計年度に1回以上行うこと。
- (3)利用者からの相談に対し、2人以上の認知症キャラバン・メイト等によるほか、必要に応じて認知症支援に関わる専門職等により、適切な支援を行うこと。
- (4)営利を目的とする事業でないこと。

4. 対象経費及び交付額

次の表のオレンジカフェ事業の実施に要する経費を補助の対象とします。但し、同一の経費について荒川区又は他の団体から別に補助金を受ける場合は、この補助金の対象経費とすることはできません。

交付額は、補助対象事業1件 ¹につき、補助対象経費の実支出額に次の表の補助率を乗じた額又は同表の限度額のいずれか低い額とします。

なお、オレンジカフェを新たに開設する場合は、当該額に10,000円を加算します。 ² (但し、加算後の額が補助対象経費の実支出額を超える場合は、補助対象経費の実支出額を限度とします。) ^{3、4}

- 1 1補助対象団体につき主たる会場1か所ごとに1件として取り扱います。
- 2 消耗品費や印刷製本費等のオレンジカフェ新規開設にかかる初期費用の補助を目的とした加算ですが、加算部分についても補助対象経費は次の表に同じです。
- 3 交付額を加算する場合は当該事業を開始後1年以上継続するよう努めてください。
- 4 交付額は区の予算の範囲内で決定し、1,000円未満の端数は切り捨てます。

経費名	内容	補助率 (小数点以下端数切捨て)	限度額
講師等謝金	認知症介護教室等の近隣地域向 け学習会の講師料	10 分の 10	10,000円
会場等使用料 又は賃借料	オレンジカフェ実施時の会場等 使用料又は賃借料	10 分の 10	
消耗品費	喫茶用品、事務用品、資料等の 物品購入費(単価:30,000円未満 のもの)	10 分の 5	合計額に対して、2,000 円に開催回数を乗じて 得た額又は 100,000 円のいずれか低い額
印刷製本費	周知用チラシ、パンフレット等 の印刷費		
役務費	切手・はがき代、通信料、各種 手数料、各種保険料等の役務費		
その他	区長が必要と認めた経費		

5. 対象期間

補助の対象期間は申請日以降、当該年度中に実施する事業までとします。(対象経費のうち申請日以降当該年度中に支払う経費が対象となります。)

6. 手続きの流れ

(1)交付申請(申請者区)

申請者は以下の必要書類を揃えて区の担当窓口にご提出ください。 申請後の申請内容の変更、申請取り下げ等の手続きは区へお問い合わせください。

【申請関係書類】

荒川区オレンジカフェ事業補助金交付申請書(別記第1号様式)

団体規約、会則、定款等

団体名簿

荒川区オレンジカフェ事業実施計画書(別記第1号の2様式) 荒川区オレンジカフェ事業補助金所要額調書(申請用)(別記第1号の3様式)

補助対象事業の収支予算書 (別記第1号の4様式) 収支額は同額とする。

補助対象事業の詳細がわかる資料(写真、周知用チラシ等)

その他区長が必要と認める書類

(2)交付決定(区 申請者)

区は申請内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、申請者に通知します。

(3)交付請求(申請者 区)

申請者は交付決定の内容に従い、「荒川区オレンジカフェ事業補助金交付請求書」(別 記第3号様式) を区に提出し、補助金の交付請求を行ってください。

請求書に記入する支払い希望先口座の口座名義人は補助金申請団体としてください(個人口 座は不可)。

(4)補助金の交付(区 補助団体)

区は補助金請求の内容を審査し、口座振込により補助金を交付します。

交付後の経費配分の変更や事業内容の変更、事業の中止等の手続きは区へお問い合わせく ださい。

(5) オレンジカフェ事業の実施(補助団体)

オレンジカフェ事業の実施にあたっては、以下の点にご留意ください。

個人情報及びプライバシーを保護すること。

茶菓等を提供するときは、食品衛生法その他関係法令を遵守し衛生管理に留意 すること。

地域包括支援センターや介護サービス事業所等関係機関と連携し、地域に開か れた場になるよう努めること。

利用者が参加しやすいよう定期的に開催し、認知症についての正しい理解を深 める場となるよう努めること。

多くの人に参加してもらえるよう、事業を積極的に周知すること。

本事業に係る経理と他の事業に係る経理を明確に区分すること。

(6)実績報告(補助団体 区)

補助団体はオレンジカフェ事業を実施した年度の3月末日まで に区に以下の書類を提 出してください。

荒川区オレンジカフェ事業実績報告書(別記第4号様式) 荒川区オレンジカフェ事業実施報告書(別記第4号の2様式) 荒川区オレンジカフェ事業補助金所要額調書(実績報告用)(別記第4号の3 様式)

補助対象事業の収支決算書(別記第4号の4様式) 収支額は同額とする。

補助対象経費の支出金額の根拠となる資料

その他区長が必要と認める書類

年度途中に事業が完了したとき又は事業の廃止が承認されたときは、区が別に定める期日まで に実績報告関係書類を提出してください。

(7)補助金額の確定及び精算(区 補助団体)

区は補助団体から提出された実績報告の内容を審査した後、補助金額を確定し、補助団体に通知します。確定した補助金額が既に交付した補助金額よりも少ない場合は、補助団体は区が指定する期日までに差額を区に返還します。

7. その他

- (1)申請前に区の担当者にご相談ください。なお、ご来庁の際は予め区の担当者と日程を調整 してください。
- (2)オレンジカフェの紹介等、区等が行う認知症に関する周知広報等にご協力をお願いします。
- (3)申請いただいたオレンジカフェは、区が作成する荒川区オレンジカフェマップ(原則年1 回改訂)に掲載いたします。
- (4)申請にあたっては本ご案内と合わせて荒川区オレンジカフェ事業補助金交付要綱をご確認ください。 ご案内本文中の「別記第 号様式」は、交付要綱に定める書式です。

8. 申請・問い合わせ先

〒116-8501 東京都荒川区荒川 2 - 2 - 3 荒川区福祉部高齢者福祉課 介護予防事業係 TEL 3802 3111(内線2666)



荒川区オレンジカフェ補助金

このようなものが補助金の対象になります

(詳しくは次のページの表を確認してください)

原則、全額が補助されます 上限額があります





・認知症関係の学習会の 講師へのお礼金

・カフェの会場を 借りるお金

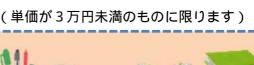
原則、半額が補助されます 上限額があります



- ・チラシやパンフレットの印刷代
- ・コピー代 (領収書が出るもの)



・喫茶用品





消耗品費



・文房具

・カフェの運営や 認知症の勉強会の ための書籍や資料



・カフェで使ういろいろな物



・工作等レクリエーションで使う物

ここにある以外のものも 対象になる場合があります。 ご相談ください。





役務費

・切手・ハガキ(必要分) 送料など

・保険料





これは補助金の対象に なりません

・食べ物や飲み物 (口に入るもの)

・<u>オレンジカフェで</u> 使わないもの

書類では

<u>こんな名前</u>になるんだね



補助金はいくらくらいに なるのかしら?



経費の名前	このようなものが含まれます	補助金は最大でいくらまで?	
講師等謝金	・認知症関係の学習会の講師へのお礼金	最大で1年間に10,000円まで(1)	
会場等使用料 又は賃借料	・カフェの会場を借りるお金	A	
消耗品費	・喫茶用品 ・文房具 ・カフェで使ういろいろなもの ・工作等レクリエーションで使うもの ・カフェの運営や認知症の勉強会に役立つ書籍 や資料 (単価が3万円未満の物に限ります)		
印刷製本費	・チラシやパンフレットの印刷代 ・コピー代(領収書が出るもの)	を比べて、 少ない方の金額まで(1)	
役務費	・切手、ハガキ、送料など・保険料		
その他	(ご相談ください)		
食糧費	・食べ物や飲み物(口に入るもの)	補助金の対象外です	

- 1 参加費などの収入がたくさんある場合は、<u>補助金の金額が減ったり</u>、余った補助金を区に 返したりすることがあります。
- 2 カフェを1年間に51回以上開催する場合は、最大でも50回分(2,000円×50回) までです。